

主 文

原判決を破棄する。  
被告人Aを判示各犯罪事実につき、それぞれ科料九百円に、  
被告人Bを判示各犯罪事実につき、それぞれ科料六百円に処する。  
右科料を完納することができないときは金三百円を一日に換算した期間  
当該被告人を労役場に留置する。  
訴訟費用中原審弁護士池田門太に支給した分は被告人Aの負担とし、そ  
の余の分は、被告人Bの負担とする。

理 由

坂本弁護人の論旨第一点及び被告人Bの論旨第一点について。  
原判決挙示の証拠を総合すると、被告人Bが、  
(イ) 昭和三十年二月下旬頃松戸市a丁目b番地喫茶店C事C方で同人に対し  
「警視庁でいれずみしているお巡りさんは自分だけだ」と申し向け、  
(ロ) 同年四月一日頃の午後十一時頃松戸市a丁目c番地飲食店「D」ことD  
方で同人に対し「俺は今警視庁捜査課の刑事部長をしている」と申し向け、  
(ハ) 同日午後十一時三十分頃同市消防署附近路上に於て旅館業EことEに対  
し、「俺は警察の者だ」と申し向け、  
たとの原判示第二の各事実を認定することかできる。  
記録をみると、被告人が松戸市d出身で松戸市内には知人も相当数あると考えら  
れるが、前記C、D及びEが被告人を知り、その警察官でない事を前から判つてい  
たとは認められない。被告人がいれずみをしていなくてもいれずみをしているかの  
ように言うこともあり得るし、被告人がC、D、E方で前に酒を飲んだ事かあつた  
にしても、C等に判示のとおり申し向けた事がないとは断じ難いところで、却つ  
て原判決引用の証拠により、被告人が、自己の経歴、地位、身分を詳しく知られて  
いないのに乗じて警察官なるが如く申し官名を詐称したもので、単なる座興程度  
のものといえないこと明らかである。又被告人が同伴のAのことを警察官だとした  
のを相手方が被告人自身の事と誤つたものとは認められない。  
<要旨>而して被告人が警察官でないのに警察官のように申し向け、それが一時の  
座興程度のものでなく、相手方が</要旨>知らないのに乗じて為されたものと認めら  
れる以上、飲食代金を支払わなかつたり、相手方に迷惑をかけた事がないとして  
も、道義的非難に値しないものとはいえず、被告人の所為が違法性のないものとし  
ることはできない。

それ故原判決には所論の如き誤はなく、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 山岸薫一 判事 鈴木重光)